

高知県建設業協会女性部規約

(目 的)

第 1 条 この会は、一般社団法人高知県建設業協会（以下「協会」という）会員企業に所属する相互の親睦と友好を促進し、その交流を通じて会員企業の社会的信用と地位の向上に寄与することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この会は、高知県建設業協会女性部という。

(組 織)

第 3 条 この会は、一般社団法人高知県建設業協会内に置く。

(事 業)

第 4 条 この会は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- ① 女性組織の拡充、強化に関すること。
- ② 建設業女性としての知識及び教養等の向上のための研修に関すること。
- ③ 建設業経営に関する法令、制度についての知識の取得に関すること。
- ④ 従業員の福利厚生の充実及び労働安全衛生の強化に関すること。
- ⑤ その他この会の目的を達するために必要なこと。

(会 員)

第 5 条 この会は次のうち、本会の目的に賛同するものを以て組織する。

- ① 会員企業の女性役員
- ② 会員企業の男性役員の配偶者
- ③ 会員企業の女性従業員
- ④ 会員企業の男性従業員の配偶者

(会 費)

第 6 条 会員は毎年の納期までに所定の会費を納入しなければならない。
2. 会費の金額及びその払込方法は、役員会の議決を経て別に定める。

(役 員)

第 7 条 この会は次の役員を置く。

| | |
|-------|-----|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 若干名 |
| 委 員 | 〃 |
| 監 事 | 2 名 |

2. 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(役員選任)

第 8 条 役員は、会員企業の推薦により選任する。

2. 会長及び副会長は委員の互選とする。

(役員職務)

第 9 条 会長は、会を代表しその業務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐して、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ定められたところによりその職務を代行する。

3. 委員は委員会を組織しその決議を以って会務を執行する。

4. 監事は、事業及び会計を監査し、その監査の結果を会員総会に報告する。

(会 議)

第 10 条 この会に、次項以下に定める会議を置き、それぞれ当該各項に掲げる事項を審議決定する。

2. 総会は、この会の最高議決機関とし、次の事項を議決する。

- ① 事業計画の決定に関すること。
- ② 事業報告の承認に関すること。
- ③ 規約の制定又は改廃に関すること。
- ④ 委員の選任に関すること。
- ⑤ その他会長が総会に付議すべきものと認めること。

3. 委員会は会長、副会長及び委員を以て組織し、次の事項を処理する。

- ① 事業計画に定める事項の執行に関すること。
- ② 総会により特にその執行を委任されたこと。
- ③ 女性部に係る協会予算の資料作成に関すること。
- ④ その他会長が必要と認める事項。

(会議の開催)

- 第11条 総会は通常総会又は臨時総会とし、通常総会は毎年1回、臨時総会は委員会が必要と認めるとき又は会員の5分の1以上の連署を以て招集の請求があったときに開催する。
2. 委員会は3ヶ月に1回開催することを原則とする。
 3. 委員会は会長が必要と認めるときに開催する。
 4. 総会及び委員会は会長が招集する。
 5. 総会の議長は会長を以て充てる。

(顧問・相談役)

- 第12条 本会に顧問・相談役を置くことができる。
2. 顧問・相談役は役員会（委員会）の承認を得て会長が委嘱する。

(事業年度)

- 第13条 この会の事業年度は毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(経費の支弁及び事務局)

- 第14条 この会の経費は、会員の会費及び協会補助等から支弁する。
2. この会の事務は、事務局において処理する。

(報告)

- 第15条 会長は次の各号に掲げる事項については、その都度協会長に報告しなければならない。
- ① 第7条の役員の選任があったとき。
 - ② 第10条第2項の規定により総会の決議があったとき。
 - ③ その他会長が必要と認めたとき。
2. 前項の規定にかかわらず協会長は、会長に対してその所管事項につき必要な報告を求めることができる。

(雑則)

- 第16条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行について必要な事項は委員会の議を経て細則で定める。

付 則

この規約は、昭和54年12月18日から施行する。

付 則

この規約は、平成15年6月23日から施行する。

付 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

女性部役員名簿

R3.7.9

| 役職名 | 氏名 | 会社名 | 役職名 | 氏名 | 会社名 |
|-----|--------|------------|-----|--------|----------|
| 相談役 | 田邊 栄子 | (株)田邊建設 | | | |
| 会長 | 生田 弥生 | (株)生田組 | | | |
| 副会長 | 三谷 真由美 | ミタニ建設工業(株) | 副会長 | 益岡 美智子 | (株)益岡工務店 |
| 副会長 | 上岡 文子 | (株)上岡工務店 | 副会長 | 中澤 佐紀子 | 和建設(株) |
| 委員 | 三谷 百代 | (株)三谷組 | | | |
| 委員 | 杉本 裕恵 | 杉本土建(株) | | | |
| 委員 | 高野 賀枝 | (株)高知丸高 | | | |
| 監事 | 川崎 まき | 明治建設(有) | 監事 | 中村 節子 | (有)中村工務店 |